

公的な役割を担う法人に関する
調査研究

報告書

平成30年3月

一般財団法人 行政管理研究センター

はじめに

- 公的な役割を有する事務・事業の担い手には、国・地方公共団体のほか、
- ①特別の法律に基づき設立される独立行政法人や特殊法人、
 - ②特別の法律に基づき民間の発意により国の認可を受けて設立されるいわゆる認可法人
 - ③特別の法律に基づいて行政代行的な役割を担う法人
- など様々な種類の法人が存在している。

これらの公的な役割を担う法人については、累次の行政改革の取組の中で、その存立にかかわる制度、国の関与や指導監督の在り方、個々の法人の統廃合や事務・事業の整理合理化などの改革が行われてきたところである。

本調査研究は、このような公的役割を担う法人の統廃合や事務・事業の整理合理化等の状況、その結果としての現在の事業概要、国の関与等の状況を整理し、公的な役割を担う法人に係る諸問題を検討するに当たっての基礎資料とすることを目的とする。

なお、本調査研究は、一般財団法人行政管理研究センターが総務省から受託して実施した。

平成 30 年 3 月
一般財団法人 行政管理研究センター

目 次

1	独立行政法人、特殊法人等の個別法人の設立、統廃合及び法人形態の変更等の沿革の整理	1
2	独立行政法人、特殊法人等の個別法人の概要及び国の関与等の状況並びに業務・事業の類型整理	4
(1)	個別法人の概要	4
(2)	廃止法人に係る廃止の経緯	5
(3)	国の関与等の状況等	5
ア	国からの補助金、交付金及び委託費等の状況	5
イ	国の監督・命令、報告徴収、立入検査、役員の選・解任に対する国の関与の有無	6
ウ	予算及び決算についての国の関与の有無	7
エ	税の取扱上の優遇措置の有無	8
オ	その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与の有無	9
(4)	法人類型別個別法人の業務・事業の類型整理	11
3	公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯の整理	13
資料編		14
	○独立行政法人一覧	
	○特殊法人一覧	
	○特別民間法人一覧	
	○特別法人一覧	
	○認可法人一覧	

別冊1：独立行政法人、特殊法人等の個別法人の設立、統廃合及び法人形態の変更等の沿革の整理表

別冊2：法人類型別個別法人の概要

別冊3：廃止法人に係る廃止の経緯

別冊4：法人類型別個別法人に対する国の関与等の状況

別冊5：法人類型別個別法人の事務・事業の類型整理表

別冊6：公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯の整理表

1 独立行政法人、特殊法人等の個別法人の設立、統廃合及び法人形態の変更等の沿革の整理

別冊1 「独立行政法人、特殊法人等の個別法人の設立、統廃合及び法人形態の変更等の沿革の整理表」参照

(1) 本項目の趣旨

本項目は、臨時行政調査会設置法（昭和 55 年法律第 103 号）に基づき設置された臨時行政調査会（以下「第 2 次臨調」という。）の最終答申（昭和 58 年 3 月 14 日）以降、今日までの間における独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される民間法人（以下「特別民間法人」という。）及び特別の法律により設立される法人（以下「特別法人」という。）の個別法人の設立、統廃合、法人形態の変更等の沿革を時系列で整理したものである。

なお、第 2 次臨調の最終答申前から存在している法人については、第 2 次臨調最終答申以前の沿革についても主なものを簡潔に記載した。

(2) 公的法人の定義

「公的な役割を担う法人」（以下「公的法人」という。）には、多種多様なものが存在する。公的な役割を担うという意味において最も代表的な法人は、国であり地方公共団体である。公的法人の定義、範囲、分類等は、その利用目的等により異なるものとする。本調査研究では、総務省の所掌事務の範疇に属する独立行政法人や特殊法人あるいは同所掌事務と密接に関連する認可法人、特別民間法人、特別法人の総称として「公的法人」の用語を使用した。

独立行政法人、特殊法人等、個別法人の定義は次のとおりである。

ア 独立行政法人

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に該当する法人。

（参考）独立行政法人通則法第 2 条第 1 項

第 2 条第 1 項 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

イ 特殊法人

総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 9 号に該当する法人

（参考）総務省設置法第 4 条第 9 号（抜粋）

第 4 条第 9 号 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）。

この場合の「特別の設立行為」とは、「政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為」をいう。

ウ 認可法人

特別の法律に基づいて、数を限定して設立される法人であり、「特別の設立行為」によって設立されるものでなく、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめているものをいう。

（出典）「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」（平成 12 年 7 月 27 日特殊法人情報公開検討委員会）

エ 特別民間法人

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）の対象とされる法人。

具体的には、同閣議決定により「民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。）」とされている。

オ 特別法人

特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）の対象とされる法人。

具体的には、同閣議決定により「商法及び民法以外の法律に基づき設立され、全国を地区とする法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別の法律により設立される民間法人を除く。）のうち、次のいずれかに該当する法人を対象とする。ただしその上部団体等が特別の法律により設立される民間法人又は本基準の対象法人であるものを除く。

- ①法律により国の事務を行うことが規定されているもの
- ②法人が行った事務について行政不服審査法又は設立根拠法に基づく国に対する審査請求、異議申出の制度があるもの
- ③国からの補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する業務を行うもの（注）
- ④国が当該法人の借入れ等に係る債務の保証をすることができることとされているもの

とされている。
（注）国又はこれに準ずる者からの補助金等の2分の1以上を第三者に交付するもの、国又はこれに準ずる者からの補助金等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占めるもの及び経常的運営に要する経費に係る補助金等の交付を受けているものをいう。

（3）公的法人の数の推移

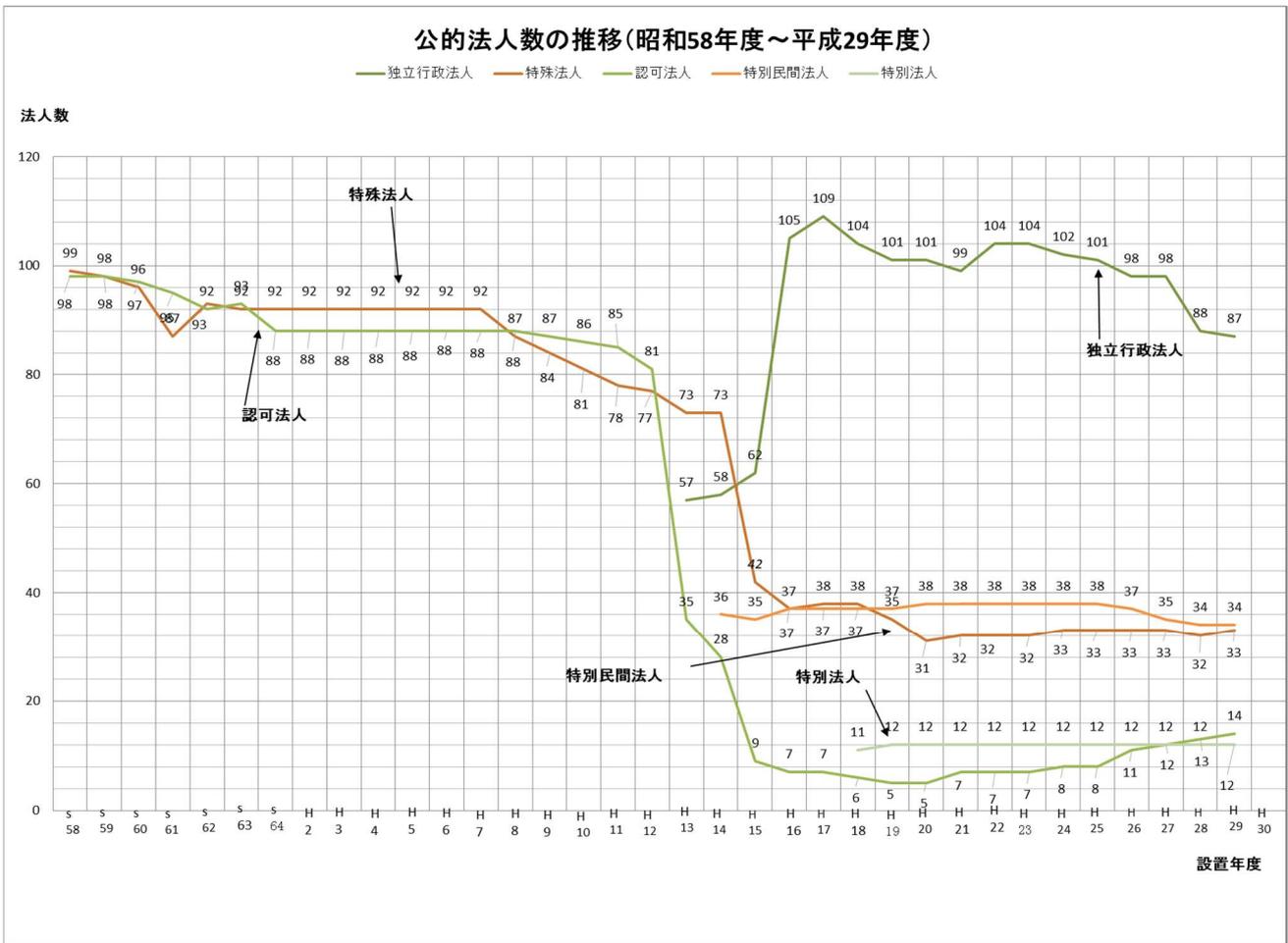
第2次臨調の最終答申が出された昭和58年当時から存在している法人類型は、特殊法人と認可法人の2類型である。その後、平成9年12月3日に出された行政改革会議の「最終報告」を受けて平成11年に独立行政法人通則法が制定（平成13年1月6日施行）され、新たな類型として「独立行政法人」が設立された。さらに、平成14年4月26日の閣議決定「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」及び同18年8月15日の閣議決定「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」により特別民間法人、特別法人の2類型が加わることになった。

第2次臨調の最終答申が出された昭和58年3月以降現在までの35年間における上記4類型に係る法人数の推移は、次表のとおりである。

公的法人数の推移

西暦	1983	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
和暦	58	59	60	61	62	63	64	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
独立行政法人																			57	58	62	105	109	104	101	101	99	104	104	102	101	98	98	88	87	
特殊法人	99	98	96	97	93	92	92	92	92	92	92	92	92	87	84	81	78	77	73	73	42	37	38	38	35	31	32	32	33	33	33	33	32	33		
認可法人	98	98	97	95	92	93	88	88	88	88	88	88	88	88	87	86	85	81	35	28	9	7	7	6	5	5	7	7	7	8	8	11	12	13	14	
特別民間法人																				36	35	37	37	37	37	38	38	38	38	38	38	37	35	34	34	
特別法人																									11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

○原則として、各年4月1日現在の設置数
 ○行政管理局資料等から行政管理研究センターにおいて作成。



公的法人数の推移のうち、特徴的な事項は、次のとおりである。

ア 独立行政法人

平成13年4月1日に57法人が一挙に設立されている。これらは、平成11年4月27日中央省庁改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する基本方針」において、独立行政法人制度の骨格及び89の国の事務・事業について独立行政法人化の方針が決定されたこと、さらに同日の閣議決定「国の行政組織の減量、効率化等に関する基本計画」において、平成13年4月に独立行政法人化する組織が具体的に決定されたことに基づくものである。

ちなみにこの57法人は、平成11年12月にその設立の根拠となる個別法が制定され、同13年4月に施行されたものである。

なお、57 法人中 54 法人が国の行政機関（施設等機関）から移行したものである。

次いで、平成 16 年度に法人数が飛躍的に伸びている。これは、平成 13 年 12 月 19 日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、「廃止または民営化できない事業であって、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人は、事業の徹底した見直しを行った上で、原則として、独立行政法人通則法及び個別法に基づく「独立行政法人」化する。」とされた結果である。この閣議決定によれば、29 特殊法人及び 9 認可法人の合計 38 の特殊法人等が 36 の独立行政法人に移行することとされている。

イ 特殊法人等

特殊法人及び認可法人の数は、累次にわたる整理合理化計画により、この 35 年間に特殊法人は 99 法人から 33 法人に、認可法人は 98 法人から 14 法人へと激減している。特殊法人は、平成 14 年度から同 15 年度にかけて 42 法人ほど減少している。これは、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）により、29 法人が廃止され独立行政法人に移行したこと等によるものである。

ウ 認可法人

認可法人も特殊法人と同様のトレンドで減少しているが、認可法人に特有の現象として、平成 13 年度の法人数が前年度の半分以下に減少していることである。これは、前述の「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）により、「共済組合類型の法人(47 法人)については、国の社会保障制度の一部を運営する機関であって主務省の政策実施機関とは性格が異なることを勘案し、特殊法人等の対象から除外する。」とされ、認可法人の類型から外れたことによるものである。

また、認可法人は平成 14 年から 15 年度にかけて 19 法人減少しているが、これは、平成 13 年度の整理合理化計画により、平和祈念事業特別基金、日本万国博覧会記念協会等、15 法人ほどが独立行政法人に移行したほか、自動車安全運転センター等数法人が民間法人化されたことによるものである。

エ 特別民間法人

特別民間法人は、前述の閣議決定「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき整理されたものであり、平成 14 年度に 36 法人となっている。

なお、これらの法人は、平成 14 年度に新たに設立されたものではなく、それぞれ同年度以前から設置されていた法人である。

ちなみに、総務省行政評価局の「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視結果」（平成 25 年 12 月 13 日勧告）によれば、特別民間法人は、従前、特殊法人やいわゆる認可法人であったものが民間法人化されたものであり、民間法人化前の法人形態を見ると、特殊法人であったものが 9 法人、認可法人であったものが 27 法人となっている。

2 独立行政法人、特殊法人等の個別法人の概要及び国の関与等の状況並びに業務・事業の類型整理

(1) 個別法人の概要

別冊 2 「法人類型別個別法人の概要」参照

本項においては、平成 29 年 4 月 1 日現在に存在する独立行政法人、特殊法人等の個別法人の概要及び国の関与等の状況を個別法人ごとに取りまとめている。取りまとめに当たっては、公的法人の設置の根拠となった法律はもとより、当該法人、当該法人を所管する府省等のホームページ等を活用した。

「法人概要」に記載した事項のうち、留意すべき事項は概ね次のとおりである。

①「沿革」

「沿革」については、当該法人の設立以降今日に至るまでの間における統廃合、法人形態の変更等を時系列で記載している。そして、当該沿革に記載した新設、統廃合等に至る経緯（閣議決定等の政府方針）、関係法律案、同法律案の提案理由等を「法人概要」の別葉として、当該沿革ごとに整理した。なお、法人によっては、その沿革が例えば、明治時代にまで遡るものもあるが、法人概要の別葉として整理した沿革は、第2次臨調以降のものに限定した。

また、法人によっては、独自の設立根拠法を持たずに設立されたものもある。例えば、当初、民法に基づく公益法人として設立され、その後、特別の法律に基づき設立（新設）された法人の場合、公益法人として設立された当時には独自の法案審議が行われていないことから、「法人概要」の別葉として記載する当該沿革に係る関係法律案、同法律案の提案理由等の欄は、空白となっている。

②「事業目的」、「主な事務・事業の内容」

「事業目的」、「主な事務・事業の内容」は、原則として当該法人の設立根拠法に基づき記載しているが、当該規定のみでは具体性に欠ける場合には、当該法人の定款に基づき記載している。

③財務情報等欄の「職員数」

「職員数」については、当該法人のホームページ、事業報告書等を参照したが、これらに職員数が記載されていないものについては「n/a」と記載した。

(2) 廃止法人に係る廃止の経緯等

別冊3 「廃止法人に係る廃止の経緯等」参照

第2次臨調答申から今日までの間、累次にわたり公的法人の整理合理化が行われた結果、多くの公的法人が統廃合されている。その結果、法人自体が民営化されたものや、本調査研究の対象である法人類型から外れたもの（例；地方共同法人化）、あるいは法人自体は廃止されたが当該廃止法人の事務は他の公的法人に承継されているものなど、その形態は様々である。

本調査研究の「法人概要」及びその別葉として添付した「沿革」の整理表は、平成29年4月現在に存在する公的法人について整理したものであり、同年4月前に廃止され、当該法人の事務が本調査研究の対象である公的法人に承継されていないものについては、統廃合等の経緯等を整理していない。

しかしながら、統廃合等により公的法人の類型から外れた、いわゆる「廃止された法人」に係る経緯は、今後の公的法人の在り方等を検討する上で、貴重な資料になると考え主なものをピックアップし、別冊3のとおり整理した。

(3) 国の関与等の状況

別冊4 「法人類型別個別法人に対する国の関与等の状況」参照

国の関与等の状況の各項目については、独立行政法人通則法、個別法人の設立根拠法、法人税法等関係法律、個別法人の事業報告書等を基に整理したものであり、これら以外の法令に基づき国の関与が行われている場合もあり得る。

ア 国からの補助金、交付金及び委託費等の状況

補助金には、法律補助と予算補助とがあるが、本項では、個別法人の設立根拠法に基づく法律補助について整理した。（表1参照）

表1 国からの補助金、交付金、委託費等の状況（集計表）

（単位：法人数）

法人類型	補助金	交付金	委託費	政府貸付	政府保証	備考
独立行政法人(87法人)	10	87	3	0	23	
特殊法人(33法人)	5	6	4	7	13	
特別民間法人(34法人)	8	2	1	0	0	
特別法人(12法人)	3	0	0	0	1	
認可法人(14法人)	1	2	0	2	9	
合計(180法人)	27	97	8	9	46	

表1において特徴的なことは、事業実施のための財源確保のため、すべての独立行政法人に対して交付金措置が取られていることである。これは、独立行政法人通則法第46条において、「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」と規定していることによる。

イ 国の監督・命令、報告徴収、立入検査、役員を選解任に対する国の関与の有無

本項については、独立行政法人通則法のほか、個別法人の設立根拠法に基づき、業務運営等に関する国の監督・命令、報告徴収、立入検査、役員を選解任に対する国の関与の状況を整理した。（表2参照）

表2 国の監督・命令、報告徴収、立入検査、役員を選解任に係る国の関与（集計表）

（単位：法人数）

法人類型	監督・命令、報告徴収等			役員を選・解任に係る関与		
	監督・命令	報告徴収	立入検査	大臣任命	国の認可	国への届出
独立行政法人(87法人)	87	87	87	87	0	87
特殊法人(33法人)	33	33	31	3	24	0
特別民間法人(34法人)	24	32	31	0	12	3
特別法人(12法人)	11	12	11	3	1	1
認可法人(14法人)	14	12	11	7	10	0
合計(180法人)	167	174	169	102	49	87

表2において特徴的なことは、公的法人全般に国が関与しているが、とりわけ、独立行政法人及び恥部の法人を除く特殊法人のすべての法人について、「監督・命令」、「報告徴収」、「立入検査」を通じて国（主務大臣）が関与していることである。

独立行政法人通則法では、独立行政法人を①中期目標管理法人（53法人）、②国立研究開発法人（27法人）及び③行政執行法人（7法人）に分類し、業務運営の改善、違法行為の是正、あるいは年度目標の達成のため、主務大臣が当該法人に監督命令をすることができる旨を定めている。さらに同通則法64条では、「主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。」と規定している。

独立行政法人に係る以上の国の関与の状況を一覧表にまとめると次のとおりである。

独立行政法人類型	監督・命令・報告徴収		
	監督・命令	報告徴収	立入検査
中期目標管理法 (53 法人)	法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3	法第 64 条	法第 64 条
国立研究開発法人 (27 法人)	法第 35 条の 6 第 9 項	法第 64 条	法第 64 条
行政執行法人 (7 法人)	法第 35 条の 12	法第 64 条	法第 64 条

多くの公的法人の設立根拠法において、国の監督・命令、報告徴収等に関する規定が置かれているが、特別民間法人である①日本司法書士会連合会、②日本土地家屋調査士会連合会、③日本税理士会連合会の 3 法人については、国の監督・命令等の規定が置かれていない。

他方、上記 3 法人と同じ特別民間法人に分類され、かつ、単一の法人組織の連合体として組織される①日本行政書士会連合会、②全国社会保険労務士会連合会、③全国漁業共済組合連合会等については、その設立根拠法において、国の関与（監督・報告徴収等）の規定が設けられている。

次に、「役員の選・解任に係る関与」についてみると、すべての独立行政法人に対して国（主務大臣）が関与している。これは、独立行政法人通則法において、「法人の長及び監事は主務大臣が任命すること」及び「法人の長が役員を（長及び監事を除く）任命した場合は、主務大臣に届け出るとともに公表しなければならない」とされていることによる。

独立行政法人通則法では、法人の長及び監事を主務大臣の任命とし、その他の役員については、法人の長が任命し、その結果を国へ届け出る必要があるとしているが、特殊法人である日本年金機構及び認可法人である①原子力損害賠償・廃炉等支援機構、②外国人技能実習機構、③使用済燃料再処理機構の 4 法人については、その他の役員の任命をも主務大臣の認可にかからしめている。

なお、「役員の選・解任」に国が関与しない例は、特殊法人 6 法人（例：東、西日本電信電話株式会社、東京地下鉄株式会社等）、特別民間法人 17 法人（例：日本公認会計士協会、労働災害防止協会、全国漁業共済組合連合会等）、特別法人 7 法人（例：健康保険組合連合会、全国石油商業組合連合会、国民年金基金連合会等）、認可法人 1 法人（電力広域的運営推進機関）である。

ウ 予算及び決算についての国の関与の有無

本項については、上記イの項目と同様、独立行政法人通則法のほか、個別法人の設立根拠法に基づき、予算・決算に当たっての国の関与の状況を整理した。（表 3 参照）

表 3 予算・決算に当たっての国の関与（集計表）

（単位：法人数）

法人類型	予算・事業計画			決算・財務諸表			その他
	国会承認	国の認可	国へ届出	国会承認	国の認可	国へ届出	
独立行政法人 (87 法人)	1	87	80	1	87	0	0
特殊法人 (33 法人)	3	28	3	0	4	29	13
特別民間法人 (34 法人)	0	12	3	0	1	20	2
特別法人 (12 法人)	0	3	2	0	3	3	1
認可法人 (14 法人)	0	13	0	0	7	6	5
合計 (180 法人)	4	143	88	1	102	58	21

表3において特徴的なことは、すべての独立行政法人に対し、「予算・事業計画」及び「決算・財務諸表」について、国（主務大臣）の認可あるいは国への届出を通じて国（主務大臣）が関与していることである。これは、独立行政法人通則法により、次表のとおり規定していることによるものである。

独立行政法人類型	予算・事業計画		決算・財務諸表
	主務大臣の認可	主務大臣への届出	主務大臣の承認
中期目標管理法 人（53法人）	法第30条：中期計画	法第31条第1項：年度計画	法第38条第1項
国立研究開発法 人（27法人）	法第35条の5第1 項：中長期計画	法第35条の8で準用する法 第31条第1項：年度計画	
行政執行法人 （7法人）	法第35条の10第1 項：事業計画	—	

次に、「国会承認」についてみると、独立行政法人のうち、国際協力機構が唯一「予算・事業計画」及び「決算・財務諸表」とともに国会の承認が必要とされている。このほか、特殊法人では、沖縄振興開発金融公庫、日本放送協会、株式会社日本政策金融公庫の3法人が「予算・事業計画」について、国会の承認が必要とされている。

また、「予算・事業計画」及び「決算・財務諸表」について、国（主務大臣）が全く関与していない法人として、特別民間法人13法人（例：日本行政書士会連合会、日本司法書士連合会等の士業団体、中小企業投資育成株式会社等）、特別法人6法人（例：健康保険組合連合会、国民年金基金連合会等）がみられる。

なお、表3のうち、特殊法人、認可法人等21法人については、「その他」国の関与を受けているが、その関与の内容は、①重要財産の処分、譲与、②剰余金の処分、③債権の発行、④定款変更についての認可等である。

エ 税の取扱上の優遇措置の有無

公的法人に対する税制上の優遇措置については、個別法人の設立根拠法のほか、法人税法、地方税法（固定資産税）等、各税法における非課税規定（別表）などを参考に優遇措置の有無を記載した。

表4 税の取扱い（優遇措置）状況（集計表）

（単位：法人数）

法人類型	法人税	固定資産税	登録免許税	印紙税	備考
独立行政法人（87法人）	60	10	73	79	
特殊法人（33法人）	9	10	10	5	
特別民間法人（34法人）	30	3	7	5	
特別法人（12法人）	9	4	0	2	
認可法人（14法人）	5	0	1	4	
合計（180法人）	113	27	91	95	

表4において特徴的なことは、公的法人の公共的性格に鑑み、多くの法人に税制上の優遇措置（納税義務の免除等）がとられていることである。特に独立行政法人については、国民生活及び

社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業を担っていることから多くの法人が優遇措置を受けている。

このような中であって、特殊法人については、他の法人類型に比較して税制上の優遇措置を受ける法人は少なくなっている。例えば、これを法人税に限ってみると、税制上の優遇措置を受ける法人は9法人（例：沖縄振興開発金融公庫、日本放送協会、株式会社国際協力銀行、日本年金機構等）であり、全体の27%となっている。ちなみに、法人税法上の優遇措置を受けない24法人のうち、20法人は高速道路株式会社等、株式会社形態の法人である。

オ その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与の有無

「その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与の有無」については、「外資規制」、「みなし公務員」及び「情報公開」を取り上げた。いずれも当該法人に係る設立根拠法、あるいは独立行政法人通則法等、法令上の当該根拠規定の有無を判断基準としている。それぞれの定義は次のとおりである。

(ア) 外資規制

外資規制（外国人による株式保有制限）には、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づくものと個別業法に基づくものがある。本項目においては、個別業法（個別法人の設立根拠法を含む。）に定める規制のうち、本調査研究の調査対象法人に適用される外資規制の状況を整理した。

・外資規制の規定例：日本電信電話株式会社法

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第6条 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによって第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合（以下この条において「外国人等議決権割合」という。）が3分の1以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載、又は記録してはならない。

- 一 日本の国籍を有しない人
 - 二 外国政府又はその代表者
 - 三 外国の法人又は団体
- （以下略）

(イ) みなし公務員

みなし公務員とは、公務員ではないが当該法人の設立根拠法において、「刑法、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」旨の規定（みなし公務員規定）を持ち、罰則について刑法が適用されるものをいう。

みなし公務員と類似のものとして、みなし公務員規定を持たないが、その設立根拠法に収賄等についての罰則規定を持つ法人がある（例：日本たばこ産業、NTT東日本、JR北海道等）が、これら法人に係る罰則の適用は、それぞれの設立根拠法の規定が適用されるものであり、刑法の規定が適用されるものではない。したがって、これら法人は、みなし公務員に該当しない。

・みなし公務員規定の例：日本年金機構法

（役員及び職員の地位）

第二十条機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(ウ) 情報公開

本項目については、①独立行政法人通則法あるいは当該法人の設立根拠法において事業報告書、財務諸表等の情報の公表（閲覧を含む。）が定められているもの、②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「独立行政法人情報公開法」という。）及び独立行政法人等

の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）に基づく情報公開請求の対象団体であるものを整理した。

なお、上記②については、独立行政法人情報公開法及び独立行政法人個人情報保護法の別表において、独立行政法人以外の適用対象団体が明らかにされている。

表5 その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与の状況（集計表）

（単位：法人数）

法人類型	外資規制	みなし公務員	情報公開	備考
独立行政法人（87 法人）	0	79	87	
特殊法人（33 法人）	2	6	9	
特別民間法人（34 法人）	0	7	0	
特別法人（12 法人）	0	4	0	
認可法人（14 法人）	0	4	5	
合計（180 法人）	2	100	101	

表5において特徴的なことは、「みなし公務員」規定が置かれているのは独立行政法人が圧倒的に多いということである。独立行政法人については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）において、「業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の役職員に、個別法令により刑法その他の罰則の適用についての「みなし公務員」規定等を置くものとする。」旨が決定されており、国立公文書館、国民生活センター、統計センター等の79法人の設立根拠法にみなし公務員規定が置かれている。

なお、独立行政法人87法人中、7法人は行政執行法人であり、当該法人の役職員は、独立行政法人通則法第51条により「国家公務員とする」と定められており、「みなし公務員」規定を置く必要のないものである。

※（注）行政執行法人以外で、その設立根拠法に「みなし公務員規定」が置かれていないのは、国際観光振興機構のみである。

次に、「情報公開」については、独立行政法人の場合、独立行政法人通則法に次のとおりの規定が置かれており、すべての法人に対し一定の情報を公表することが義務付けられている。

独立行政法人類型	事項（根拠条文）
中期目標管理法人（53 法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣の認可を受けた中期計画の公表（法第30条第4項） ・ 年度計画の公表（法第31条第1項） ・ 業務実績等に関する評価結果報告書の公表（法第32条第2項）
国立研究開発法人（27 法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実績等に関する評価結果報告書の公表（法第32条第2項、第4項） ・ 年度計画の公表（法第35条の8において準用する法第31条）
行政執行法人（7 法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の公表（法第35条の9第1項） ・ 業務実績等に関する評価結果報告書の公表（法第35条の11第3項、第4項）
独立行政法人全体（87 法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣の承認を受けた財務諸表、事業報告書、決算報告書等の閲覧・公告等（法第38条第3項）、監査報告

また、独立行政法人情報公開法及び独立行政法人個人情報保護法では、独立行政法人のほか、特定の特種法人等を情報公開請求の対象団体として位置付けている。表5の「情報公開」欄は、これらの法人も含めたものである。

ちなみに、独立行政法人以外で独立行政法人情報公開法、独立行政法人個人情報保護法の適用を受ける公的法人は次のとおりである。

特種法人：日本私立学校振興・共済事業団、沖縄振興開発金融公庫、日本年金機構、日本中央競馬会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、新関西国際空港株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、放送大学学園

認可法人：原子力損害賠償・廃炉支援機構、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構、日本銀行

※（注）上記の特種法人及び認可法人は、独立行政法人情報公開法及び独立行政法人個人情報保護法の両者の適用を受ける法人である。この他、独立行政法人情報公開法のみ適用を受ける法人として「認可法人 外国人技能実習機構」が、独立行政法人個人情報保護法のみ適用を受ける法人として「特種法人 株式会社日本貿易保険」が存在する。

さらに、表5における「情報公開」は、いわゆるディスクロージャー（財務内容等の公開）に係る規定も含めた法律レベルにおける規定を基に整理したものであるが、これを閣議決定レベルで見ると、公的法人のすべてにおいて、退職公務員の状況の公表と併せてディスクロージャーが要請されている。

なお、独立行政法人以外の公的法人に係る閣議決定の例示は次のとおりである。

○特種法人・認可法人

- ・特種法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）：退職公務員等の状況の公表
- ・特種法人等の整理合理化について（平成9年12月26日閣議決定）：財務内容の公開

○特別民間法人・特別法人

- ・特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）：業務及び財務に関する資料の閲覧、公表。退職公務員の状況の公表
- ・特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）：業務及び財務に関する資料の閲覧、公表。

その他、表5のうち、「外資規制」のある法人は、日本電信電話株式会社及び日本放送協会の2法人である。

（4）法人類型別個別法人の事務・事業の類型整理

別冊5 「法人類型別個別法人の事務・事業の類型整理表」参照

特種法人等の公的法人の事業分類については、第2次臨調答申のほか、平成19年8月10日閣議決定（独立行政法人整理合理化計画に係る基本方針）や平成17年12月24日閣議決定（行政改革の重要方針）においても行われているが、事業分類の対象とした法人類型がそれぞれ異なっている。

臨調第2次答申や上記閣議決定における事業分類は、次表のとおりである。

第2次臨調答申の事業分類 (特殊法人、認可法人)	平成17年12月24日閣議決定 の事業分類(特別民間法人)	平成19年8月10日閣議決定 の事業分類(独立行政法人)
<ul style="list-style-type: none"> ・政策金融関係法人 ・産業助成関係法人 ・公共事業関係法人 ・施設関係法人 ・国際関係法人 ・検査検定関係法人 ・公営競技関係法人 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止 ・年金・保険・共済 ・投資育成 ・事業者団体 ・士業団体 ・検査・検定 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業執行型 ・助成事業等執行型 ・資産債務型 ・研究開発型 ・特定事業執行型 ・政策金融型

本調査研究の対象とする公的法人の事業分類に当たっては、上記の分類を参考にした。それぞれの定義は概ね次のとおりである。

- 「公共事業」：公共の用に供する営造物（道路、空港、ダム等）の建設、管理に関するもの。
- 「政策金融」：公益性が高いものの、民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない分野において、融資や投資、保証などの金融的手法によって目的を達成するもの。
- 「研究開発」：試験研究・技術開発、政策調査研究等に係るもの。
- 「国際協力」：技術協力等国際協力に関するもの。
- 「検査検定」：法令等に基づき実施する検査、検定、試験等の事業を行うもの。
- 「公営競技」：競馬、競輪、競艇等公営競技に関するもの。
- 「施設関係」：特定のサービスを提供することを目的に施設等を管理運営するもの。
- 「公益的営利事業等」：公益目的を有する事業を特別の会社形態により事業を行うもの。
- 「災害防止」：労働災害の防止等に関する事業を行うもの。
- 「共済」：国家公務員等の共済事業に関するもの。
- 「投資育成」：中小企業に対する投資育成等の事業を行うもの。
- 「事業者団体」：日本商工会議所等事業者団体に関する事業を行うもの。
- 「士業団体」：公認会計士、税理士等からなる職能団体に関する事業を行うもの。

表6 法人類型別事務・事業の類型整理（集計表）

（単位：法人数）

法人類型	公共事業	政策金融	研究開発	国際協力	検査検定	公営競技	施設関係	公益的営利事業	災害防止	共済	投資育成	事業者団体	士業団体	その他
独立行政法人(87法人)	4	4	40	6	5	0	13	0	1	0	11	0	0	30
特殊法人(33法人)	8	5	1	1	0	1	0	20	0	0	1	0	0	5
特別民間法人(34法人)	0	0	0	0	6	0	0	0	5	2	4	4	7	6
特別法人(12法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	5
認可法人(14法人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	9
合計(180法人)	12	9	41	7	11	1	13	20	7	2	21	10	7	55

（注）各法人の所掌する主たる事務に基づき分類したが、1法人で二つ以上の分類に該当するものもある。

表6において特徴的なことは、まず、独立行政法人の多くが「研究開発」に分類されることである。独立行政法人の場合、27法人が研究開発法人に指定されているほか、中期目標管理法人の中には、酒類総合研究所、国立文化財機構等、その設立目的を達成するため研究開発を行っている法人が多く存在することによる。

なお、独立行政法人以外に「研究開発」に分類されている法人は、特殊法人たる沖縄科学技術大学院大学学園の1法人であるが、同学園の前身は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構である。

次に、特殊法人では、「公益的営利事業」に分類される法人が20法人と多くなっているが、これは、特殊法人には、国際空港株式会社、旅客鉄道株式会社等、株式会社形態の法人が多く存在することによる。

3 公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯の整理

別冊6 「公的な役割を担う法人に関する累次の行政改革の経緯の整理表」参照

本項においては、第2次臨調以降の公的法人等に係る行政改革の経緯（審議会等の答申、閣議決定等の政府方針や法令改正等）を取りまとめた。取りまとめに当たっては、公的法人の法人類型のみならず、例えば、政策金融改革、道路関係4公団民営化、郵政民営化、三公社（国鉄、電電、専売）の民営化等、特定の法人グループに係る行政改革の経緯をも幅広く取り上げることとした。

なお、関係閣議決定等は極めて多く、関係する部分が長文のものもあることから、取りまとめに当たっては、閣議決定等の原文そのものを掲載するのではなく、適宜、要約、省略等を行ったものもある。

資料編

独立行政法人一覧（平成29年4月1日現在:87法人）

- 【内閣府】3法人
○国立公文書館
☆日本医療研究開発機構
北方領土問題対策協会
- 【消費者庁】1法人
国民生活センター
- 【総務省】3法人
☆情報通信研究機構
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
○統計センター
- 【外務省】2法人
国際協力機構
国際交流基金
- 【財務省】3法人
酒類総合研究所
○国立印刷局
造幣局
- 【文部科学省】22法人
国立特別支援教育総合研究所
国立青少年教育振興機構
国立科学博物館
☆防災科学技術研究所
国立美術館
教職員支援機構
日本学術振興会
☆宇宙航空研究開発機構
日本芸術文化振興会
☆海洋研究開発機構
大学改革支援・学位授与機構
大学入試センター
国立女性教育会館、
★物質・材料研究機構
☆量子科学技術研究開発機構
国立文化財機構
☆科学技術振興機構
★理化学研究所
日本スポーツ振興センター
日本学生支援機構
国立高等専門学校機構
☆日本原子力研究開発機構
- 【厚生労働省】17法人
勤労者退職金共済機構
福祉医療機構
労働政策研究・研修機構
国立病院機構
☆医薬基盤・健康・栄養研究所
年金積立金管理運用独立行政法人
☆国立循環器病研究センター
☆国立国際医療研究センター
☆国立長寿医療研究センター
高齢・障害・求職者雇用支援機構福祉医療機構
国立重度知的障害者総合施設そぞみの園
労働者健康安全機構、
医薬品医療機器総合機構、
地域医療機能推進機構
☆国立がん研究センター
☆国立精神・神経医療研究センター
☆国立成育医療研究センター

【農林水産省】9 法人

○農林水産消費安全技術センター
☆農業・食品産業技術総合研究機構
☆森林研究・整備機構
農畜産業振興機構
農林漁業信用基金

家畜改良センター
☆国際農林水産業研究センター
☆水産研究・教育機構
農業者年金基金

【経済産業省】9 法人

経済産業研究所
★産業技術総合研究所
☆新エネルギー・産業技術総合開発機構
情報処理推進機構
中小企業基盤整備機構

工業所有権情報・研修館
○製品評価技術基盤機構
日本貿易振興機構
石油天然ガス・金属鉱物資源機構

【国土交通省】15 法人

☆土木研究所
☆海上・港湾・航空技術研究所
航空大学校
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
水資源機構
空港周辺整備機構
奄美群島振興開発基金
住宅金融支援機構

☆建築研究所
海技教育機構
自動車技術総合機構
国際観光振興機構
自動車事故対策機構
都市再生機構、
日本高速道路保有・債務返済機構

【環境省】2 法人

☆国立環境研究所

環境再生保全機構

【防衛省】1 法人

○駐留軍等労働者労務管理機構

(注1) ○印の法人は、行政執行法人（役職員が国家公務員の身分を有するもの（7法人））

(注2) ☆印、★印の法人は、国立研究開発法人（27法人） ★印の法人は、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）に基づいて指定された法人（3法人）

(注3) 無印の法人は、中期目標管理法人（53法人）

(注4) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」「国立研究開発法人」は省略

※総務省の資料に基づき行政管理研究センターにおいて作成

特殊法人一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在:33 法人）

【内閣府】2 法人

- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 沖縄科学技術大学院大学学園

【総務省】6 法人

- ・ 日本電信電話株式会社
- ・ 西日本電信電話株式会社
- ・ 日本郵政株式会社
- ・ 東日本電信電話株式会社
- ・ 日本放送協会
- ・ 日本郵便株式会社

【財務省】5 法人

- ・ 日本たばこ産業株式会社
- ・ 株式会社日本政策投資銀行
- ・ 株式会社国際協力銀行
- ・ 株式会社日本政策金融公庫
- ・ 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

【文部科学省】2 法人

- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 放送大学学園

【厚生労働省】1 法人

- ・ 日本年金機構

【農林水産省】1 法人

- ・ 日本中央競馬会

【経済産業省】3 法人

- ・ 日本アルコール産業株式会社
- ・ 株式会社日本貿易保険
- ・ 株式会社商工組合中央金庫

【国土交通省】12 法人

- ・ 新関西国際空港株式会社
- ・ 四国旅客鉄道株式会社
- ・ 東京地下鉄株式会社
- ・ 東日本高速道路株式会社
- ・ 西日本高速道路株式会社
- ・ 阪神高速道路株式会社
- ・ 北海道旅客鉄道株式会社
- ・ 日本貨物鉄道株式会社
- ・ 成田国際空港株式会社
- ・ 中日本高速道路株式会社
- ・ 首都高速道路株式会社
- ・ 本州四国連絡高速道路株式会社

【環境省】1 法人

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

(注)・複数府省共管の特殊法人は、主たる所管府省にのみ掲げた。

- ・ 総務省の資料等を基に行政管理研究センターにおいて作成。

特別民間法人一覧（平成29年4月1日現在：34法人）

○ 旧特殊法人（10法人）

【総務省】2法人	
日本消防検定協会	消防団員等公務災害補償等共済基金
【厚生労働省】1法人	
社会保険診療報酬支払基金	
【農林水産省】1法人	
農林中央金庫	
【経済産業省】5法人	
東京中小企業投資育成株式会社	名古屋中小企業投資育成株式会社
大阪中小企業投資育成株式会社	高压ガス保安協会
日本電気計器検定所	
【国土交通省】1法人	
日本勤労者住宅協会	

○ 旧認可法人（23法人）

【警察庁】1法人	
自動車安全運転センター	
【金融庁】1法人	
日本公認会計士協会	
【総務省】2法人	
危険物保安技術協会	日本行政書士会連合会
【法務省】2法人	
日本司法書士会連合会	日本土地家屋調査士会連合会
【財務省】1法人	
日本税理士会連合会	
【厚生労働省】9法人	
建設業労働災害防止協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会	港湾貨物運送事業労働災害防止協会
中央職業能力開発協会	中央労働災害防止協会
企業年金連合会	石炭鉱業年金基金
全国社会保険労務士会連合会	
【農林水産省】1法人	
全国漁業共済組合連合会	
【経済産業省】4法人	
日本商工会議所	全国商工会連合会
日本弁理士会	全国中小企業団体中央会
【国土交通省】2法人	
軽自動車検査協会	日本小型船舶検査機構

○ その他（1法人）

【国土交通省】1法人	
日本水先人会連合会	

（注）総務省の資料等を基に行政管理研究センターにおいて作成。

特別法人一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在:12 法人）

【金融庁】4 法人

生命保険契約者保護機構
日本証券業協会
日本貸金業協会
損害保険料率算出機構

【厚生労働省】3 法人（うち、共管法人 1）

健康保険組合連合会
国民年金基金連合会
船員災害防止協会(国土交通省と共管)

【農林水産省】3 法人（うち、共管法人 1）

全国土地改良事業団体連合会
全国食肉業務用卸協同組合連合会
日本商品先物取引協会（経済産業省と共管）

【経済産業省】3 法人（うち、共管法人 1）

日本商品先物取引協会（農林水産省と共管）
全国石油商業組合連合会
原子力発電環境整備機構

【国土交通省】1 法人（うち、共管法人 1）

船員災害防止協会（厚生労働省と共管）

（注）総務省の資料等を基に行政管理研究センターにおいて作成。

認可法人一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在：14 法人）

- 【内閣府】3 法人
 - 株式会社地域経済活性化支援機構
 - 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
 - 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 【金融庁】2 法人（うち、共管法人 1）
 - 銀行等保有株式取得機構
 - 預金保険機構（財務省と共管）
- 【法務省】1 法人（うち、共管法人 1）
 - 外国人技能実習機構（厚生労働省と共管）
- 【財務省】2 法人（うち、共管法人 1）
 - 預金保険機構（金融庁と共管）
 - 日本銀行
- 【厚生労働省】2 法人（うち、共管法人 1）
 - 日本赤十字社
 - 外国人技能実習機構（法務省と共管）
- 【農林水産省】2 法人
 - 農水産業協同組合貯金保険機構
 - 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 【経済産業省】4 法人
 - 株式会社産業革新機構
 - 株式会社海外需要開拓支援機構
 - 電力広域的運営推進機関
 - 使用済燃料再処理機構

（注）総務省の資料等を基に行政管理研究センターにおいて作成